

1
2
3
4
5
6 **環境への配慮のための指針**

7
8 淡海のくらし～環境への心づかい～【第三版】

9
10 (素案)

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24 平成 30 年(2018 年)11 月

25 滋賀県

26

目 次

1		
2		
3	1 淡海の暮らし～環境への心づかい～について.....	1
4	(1) はじめに.....	1
5	(2) 構成.....	1
6	(3) 指針の位置付け・活用.....	1
7	(4) 指針の見直し.....	1
8	2 日常生活での環境への心づかい.....	2
9	(1) 台所では.....	2
10	(2) 買い物では ～環境のことを考えた「グリーン購入」を～.....	3
11	(3) 風呂、洗面、トイレでは.....	5
12	(4) 洗濯では.....	5
13	(5) 家屋（居間など）では.....	5
14	(6) ごみを出すときは.....	7
15	(7) 移動（自動車）では.....	7
16	(8) レジャー等の外出時には.....	8
17	(9) 庭や家庭菜園などでは.....	8
18	(10) 滋賀の自然との関わりでは.....	8
19	(11) 環境保全活動や学びでは.....	9
20	3 事業活動での環境への心づかい.....	11
21	(1) 共通事項.....	11
22	(2) 農林水産業.....	13
23	(3) 鉱業、採石業、砂利採取業.....	14
24	(4) 製造業.....	14
25	(5) 建設業.....	15
26	(6) 運輸・交通業.....	15
27	(7) 販売業（卸・小売業等）.....	15
28	(8) 飲食・旅館業.....	16
29	(9) 観光・レジャー関連業.....	16
30	4 開発行為での環境への心づかい.....	17
31	(1) 周辺地域への心づかい.....	17
32	(2) 生態系への心づかい.....	17
33	(3) 省資源・省エネへの心づかい.....	17
34	(4) 地域住民（環境コミュニケーション）への心づかい.....	18
35		
36		

1 淡海の暮らし～環境への心づかい～について

2 (1) はじめに

3 これまで私たちは、日々の暮らしの便利さ、豊かさを求めて日常生活や事業活動を行い、
4 環境に負荷を与えてきましたが、その結果、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生
5 じています。私たちは、SDGs の視点を踏まえ環境が持続可能な経済・社会の基盤であること
6 を認識し、環境の保全を図るとともに、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

7 そのためには、「いかに環境への負荷を抑制するか」という視点だけでなく、「いかに適切
8 に環境に関わるか」という、より広い視点で環境と向き合っていくことが必要です。この「淡
9 海の暮らし～環境への心づかい～」は、県民や事業者のみなさんが、日常生活や事業活動に
10 において環境への負荷をできるだけ減らし、環境に配慮した行動をするための指針です。環境
11 に関する法律や条例を守るだけでなく、普段の日常生活や事業活動においてどのようなこと
12 に気を付ければよいのか、どのようなことができるのか、どのように環境に関わればよいの
13 か、この指針の事例を参考に、県民、事業者の皆さんが一人ひとり考え、行動することによ
14 り、環境に配慮した行動がさらに広がることを期待しています。

15

16 (2) 構成

17 この指針は、環境配慮行動を日常生活、事業活動、開発行為の3つの場面に分けて記載し
18 ています。

- 19 ・日常生活での環境への心づかい
- 20 ・事業活動での環境への心づかい
- 21 ・開発行為での環境への心づかい

22

23 (3) 指針の位置付け・活用

24 本書は、滋賀県環境基本条例に基づく環境総合計画において定めることとされている環境
25 への配慮のための指針として、環境に配慮した行動等を具体的に示すものです。同条例には、
26 県民、事業者が日常生活や事業活動において環境への負荷を低減する役割を積極的に果たし
27 ていくことが定められており、この指針が、県民、事業者、行政機関等が日常の生活や事業
28 活動の様々な場面で利用されるほか、広報誌等による環境啓発あるいは環境啓発冊子の作成
29 などの参考とされることで、環境への心づかいが広く普及することを期待しています。その
30 ため、この指針の作成に当たっては、具体的に役に立つ情報や事例などを加え、活用しやす
31 いものとなるよう工夫しています。

32

33 (4) 指針の見直し

34 この指針は、地球環境問題や琵琶湖環境などに関する最新の科学的知見や施策の方策など
35 を反映して、必要に応じて見直しを行います。

1 2 日常生活での環境への心づかい

2 主に家庭や休日といった日常生活における環境に配慮した行動を、場面ごとに示していま
3 す。これを参考に、日々の暮らしを環境に配慮したものとしていきましょう。

4

5 (1) 台所では

6 ○生ごみの削減

- 7 ・食べ残しをせず、調理くずなどの生ごみの量を減らす。
- 8 ・生ごみはできるだけコンポスト等を使用し、堆肥として活用する。

9 ○調理機器の上手な利用

10 (冷蔵庫)

- 11 ・設定温度を季節に応じて調整する。
- 12 ・詰め込み過ぎない。
- 13 ・扉の開閉を少なくする、開けている時間を短くする。

14 (電子レンジ、ガスコンロ)

- 15 ・電子レンジや圧力鍋等を適切に使用し、効率よく調理する。
- 16 ・ガスコンロの炎が鍋からはみ出さないように火力を調整する。

17 (食器洗い乾燥機)

- 18 ・できるだけまとめて洗い、使用回数を減らす。

19 ○水を汚さない

- 20 ・食器洗いの湯の温度設定はできるだけ低くし、流しっぱなしにしない。
- 21 ・食器の汚れは古布や古紙、ゴムへらなどで落としてから洗う。
- 22 ・レモンや酢、重曹などを活用し、洗剤の使用量をできるだけ減らす。
- 23 ・食用油はできるだけ使い切り、残ったものは回収に出す、固形化させて可燃ごみとし
24 て出すなどして排水口に流さない。
- 25 ・米のとぎ汁、牛乳パックの洗い水などを植木にまく。

<知って納得> 食品ロスを減らしましょう!

食べられるのに捨てられる「食品ロス」は、日本で年間 646 万トン（平成 27 年度・推計値）も生じています。これは、1 人あたり毎日お茶碗 1 杯分のご飯を捨てているのと同じくらいです。

今、世界中で食品ロスを減らすための取組が進められており、滋賀県でも食品ロス削減アイデア集の作成、三方よしフードエコ推奨店の登録等、県民・企業・団体・行政が協力して取り組んでいます。



写真右：食品ロスアイデア集（表紙）

写真左：三方よしフードエコ推奨店登録ステッカー



26

1 (2) 買い物では ～環境のことを考えた「グリーン購入」を～

2 ○ごみが出ない買い物

- 3 ・マイバッグや買い物かごなどを持参し、レジ袋は使わない。
- 4 ・再利用できる容器に入った商品、詰め替え商品を選ぶ。
- 5 ・食品はできるだけバラ売りや量り売り商品を選び、必要のない包装は断る。
- 6 ・使い捨てではなく、長く使える製品を選ぶ。

7 ○ムダのない買い物

- 8 ・事前にメモをして買い物に出かけるなど、余計なものを買わない。
- 9 ・短期間しか使わないものはレンタル用品を上手に活用する。

10 ○環境にやさしい商品選び

- 11 ・エコマーク、グリーンマークなどの「環境ラベル」のついた製品、環境に配慮してつ
- 12 くられた製品を選択する。
- 13 ・家電やガス機器等を買替える際は、県が実施している「うちエコ診断」や、省エネ
- 14 製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」([https://ondankataisaku.env.go.jp/shin](https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/sp/)
- 15 [kyusan/sp/](https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/sp/)) を利用するなどして、省エネタイプの製品を選ぶようにする。
- 16 ・「環境こだわり農産物」や地元で取れた食材、旬の食材を選ぶ。

17
18

<知って納得> 滋賀県生まれの「グリーン購入」

地球環境への影響を考慮して商品やサービスを選択する「グリーン購入」は、取り組む人が増えることで、売り手や作り手の企業を変え、市場を環境配慮の方向に導き、ひいては持続可能な社会の構築につながる活動です。

このグリーン購入活動は滋賀県から始まり、今では世界に広がっています。

1994年 滋賀県が「滋賀県環境にやさしい物品の購入基本指針」を策定し、全国で初めて組織的なグリーン購入活動を始める

1996年 環境庁（当時）の呼び掛けで、全国規模のグリーン購入推進団体「グリーン購入ネットワーク（GPN）」が設立される

1999年 滋賀版のGPN、「滋賀グリーン購入ネットワーク（滋賀GPN）」が設立される

2001年 「グリーン購入法」が施行され、国の全機関でグリーン購入が義務づけられる

2005年 「国際グリーン購入ネットワーク」が設立される

※詳しくは、「一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク」のHPをご覧ください。

19
20

エコ～むかし散歩 「買い物のかご」



1963年（昭和38年）当時の大津市菱屋町商店街の様子。当時の買い物には必須アイテムであった「買い物のかご」が女性の手に握られています。レジ袋が普及し始めたのが昭和50年代といわれ、レジ袋の姿はまだありません。

（写真：琵琶湖博物館「写真で見る生活史」から）



1
2

<知って納得> 「環境ラベル」を活用しよう

「環境ラベル」とは、製品本体や包装ラベル、説明書などに書かれたシンボルマークを通じて、製品やサービスの環境側面を購入者に伝えるものです。環境負荷の少ない製品やサービスを選ぶ際の参考としてください。環境ラベルについては、環境省HP「環境ラベル等データベース」に詳しく紹介されています。

【環境ラベルの例】



エコマーク

ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資すると認められた商品につけられるマークです。



グリーンマーク

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示しています。



牛乳パックリサイクル

使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークです。



国際エネルギースター
プログラム※

パソコンなどの消費電力に関する基準を満たす商品につけられる国際的なマークです。

※出典：資源エネルギー庁省エネルギー課ウェブサイト「国際エネルギースタープログラム」

3
4

<知って納得> 地産地消のすすめ ～おいしが うれしが～

現代では流通システムの確立および保存技術の発達等により、遠隔地から食材を調達できるようになりましたが、食材の運搬距離を短縮することで、二酸化炭素排出量の削減を図ることができます。「おいしが うれしが」キャンペーンは、地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」を推進する運動です。

キャンペーンロゴマークやポスターは、県産食材を使った商品の目印です。

H30年9月末現在 推進店1,677店舗、サポーター359業者

※詳しくは、「おいしが うれしが」のHPをご覧ください。



5
6

1 (3) 風呂、洗面、トイレでは

2 ○風呂、洗面

- 3 ・水（湯）を入れすぎたり、流しっぱなしにしない。
4 ・風呂は間隔をあけずに続けて入浴し、**不要な追い炊きはしない**。
5 ・石けん、シャンプー、リンスなどは適量を使用する。
6 ・節水シャワーヘッドを使用するなどして、使う水（湯）を減らす。
7 ・手洗いや洗面は、できるだけお湯を使わず、水で済ませる。

8 ○トイレ

- 9 ・温水洗浄便座（暖房便座）を導入する時は省エネ型の製品を選ぶとともに、使用しな
10 いときはふたを閉め、季節に合わせて温度調節する。
11 ・温水や暖房機能を長時間使わないときは電源をオフにする。
12 ・トイレトペーパーは、再生紙を利用したシングル巻きのものを使用する。
13 ・消音のための水を流さない。

14

15 (4) 洗濯では

- 16 ・洗剤は適量を使用する。
17 ・風呂の残り湯の利用、まとめ洗いなどにより節水する。
18 ・衣類乾燥機の利用はできるだけ控え、天気の良い日は外に干す。

19 **エコ〜むかし散歩 「屋根で干し物」**

20 1974年（昭和49年）安曇川町の町はずれで見かけた干し物のある家。
21 布団、枕、シーツ、座布団、洗濯物と太陽光をあびてのびやかに干され
22 ています。屋根に取り付けられているのは、当時としてはまだ珍しい太
23 陽熱温水器でしょうか。

24 （写真：琵琶湖博物館「写真で見る生活史」から）



19

20

21 (5) 家屋（居間など）では

22 ○電気機器の適切な使用

- 23 ・空調温度を適正に調節する。（冷房 28℃、暖房 20℃が目安）
24 ・室温に合わせて着るものを調節し、空調の利用を控える。
25 ・照明は、LED など省エネ型の機器を使用するとともに、こまめに消灯を行う。
26 ・テレビをつけっぱなしにしない。
27 ・機器の特性にあわせてプラグを抜く、主電源を切る、省エネモードへ切り替えるなど
28 により、消費電力を少なくする。

1 ○消費電力の見える化
2 ・電力会社のサービス利用、HEMS（家庭内エネルギー管理システム）の導入などによ
3 り、家庭内の消費電力の「見える化」を行う。

4 ○効率的な資源やエネルギーの利用
5 ・多層ガラス、窓用断熱シートや厚手のカーテンなどを活用するとともに、カーテンと
6 床面の隙間を無くすことなどにより、断熱性を高める。
7 ・自然風、太陽熱、太陽光発電など自然エネルギーを有効に利用する。
8 ・庭やベランダなどを緑化し、グリーンカーテンを活用する。
9 ・雨水をためて、庭の散水などに利用する。
10 ・木造住宅を建築する場合は、県産木材を利用する。
11 ・通信販売等で宅配サービスを利用する際は、配達予定日時には在宅するなどして荷物
12 を確実に受け取り、再配達を削減する。

＜知って納得＞ 「うちエコ診断」を利用しよう

「うちエコ診断」は住まいの規模・光熱費等の基礎データを元に、環境省の認定した公的資格を持つ診断士が、専用ソフトを用いて、ライフスタイルに合わせたCO₂削減対策を提案するものです。

対策を実施した場合の光熱費削減額や、新たな製品を導入する場合の費用対効果などもわかりやすく示されるため、計画的に無理なく対策を実施できます。

受診をご希望の場合は、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターへお問い合わせください。



13
14

＜知って納得＞ 「クールシェア」を広めませんか

クールシェアとは、夏の暑い日に家庭でのエアコン使用をやめ、公共施設など涼しい場所に集まって過ごし、地域全体で節電しようとする取組です。

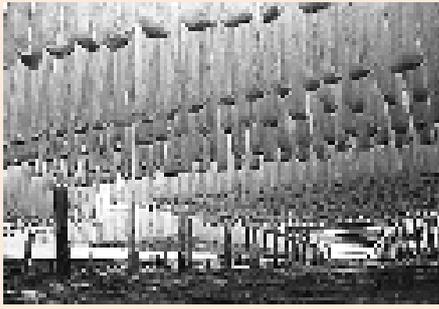
家族で一つの部屋に集まる、自然が多い涼しいところで過ごす、公民館・県立文化施設など公共施設を活用する、カフェ・レストランなどを活用する等、みなさんの状況にあわせ、涼しく過ごしてみませんか。



県内でのクールシェアの一例 自治会館で健康体操をしている様子
(写真：「2013 夏おみ節電アクションプロジェクト報告書」から)

15

エコ〜むかし散歩 「近江の蚊帳（かや）」



1957年（昭和32年）蚊帳作り。干された蚊帳の麻糸。長浜は良港をひかえた商業都市として栄え、中でも織物業が盛んでした。長浜の「浜蚊帳」は近江八幡の「八幡蚊帳」とともに近江蚊帳として生産高を誇りました。蚊帳（かや）は室町期に生まれ、江戸時代に近江商人が全国に広めました。クーラーや殺虫剤の普及が進み、生産量が激減しましたが、近年は電力に頼らない蚊帳がエコ志向から見直されつつあります。

（写真：琵琶湖博物館「写真で見る生活史」から）

1

2

3 (6) ごみを出すときは

4 ○ごみになる前に

- 5 ・ほころびを繕ったり部品を補修するなどにより、使えるものは長く使う。
- 6 ・不要になったものはフリーマーケットなどに出すなど、必要としている人に使ってもらおう。

8 ○リサイクルなどの適正処理

- 9 ・できるだけ資源として再生利用できるよう、分別収集を徹底する。
- 10 ・廃家電や粗大ごみの処分に、無許可の不用品回収業者を利用しない。
- 11 ・冷蔵庫や洗濯機、テレビ、エアコンなどの買い換えのときは、家電リサイクル法等に
- 12 則った処理を行う。

エコ〜むかし散歩 「船板をリサイクル」



琵琶湖で活躍した木造船を塀にリサイクル。
彦根市や長浜市には商家の外壁に使われている例もあります。
太い和釘の跡がおいしい味を出していますね。

（写真：琵琶湖博物館「写真で見る生活史」から）

13

14

15 (7) 移動（自動車）では

16 ○環境にやさしい移動

- 17 ・近くの移動は車を使わず、自転車や徒歩にする。
- 18 ・自家用車の利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用する。
- 19 ・自家用車を利用する場合は、エコドライブを実施する。（アイドリングストップ、車間
- 20 距離にゆとりをもって加速・減速の少ない運転に努める、ふんわりスタート、不要な
- 21 荷物は積まないなど。）

1 ・カーシェアリングや乗り合いを進める。

2 ○環境にやさしい車

3 ・家用車を買替える際は、ハイブリッドカー、電気自動車や燃料電池自動車など、
4 できるだけ環境負荷の低い車を選択する。

5

6 (8) レジャー等の外出時には

7 ・マイバッグやマイボトルを利用するなど、プラスチック製ストローをはじめとする使
8 い捨ての容器や食器、割りばしの使用を減らす。

9 ・飲食店を利用する際は、食べることができる量を注文する、可能な限り食べ切るなど
10 により、食品ロスを削減する。

11 ・ごみは持ち帰り、分別ルールに従って適正に処分する。

12 <知って納得> マイボトルを使おう!

13 滋賀県も構成員となっている関西広域連合では、マイボ
14 トル運動の推進に取り組んでいます。

15 レジャーでも、会社でも、自分のお気に入りのデザイン
16 のマイボトルを使ってみてはいかがでしょうか。

17 マイボトルが使えるお店は、関西広域連合のホームペー
18 ジ「マイボトルスポットMAP」から調べることができます。



19 関西広域連合「マイボトルスポットMAP」トップページ

20

21

22 (9) 庭や家庭菜園などでは

23 ・雑草は早期に抜き取り、除草剤はできるだけ使用しないようにする。

24 ・農薬や肥料は適切に使用する。

25 ・生ごみを活用してつくった堆肥を利用する。

26

27 (10) 滋賀の自然との関わりでは

28 ○琵琶湖に親しむ

29 ・琵琶湖の恵みを活かした湖魚料理を味わう。

30 ・琵琶湖や川に出かけ、憩い、水に触れたり、遊んだりする。

31 ・プレジャーボートの航行規制、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、外来魚のリリ
32 ース禁止などの「琵琶湖ルール」を守る。

33 ○森と親しむ

34 ・琵琶湖の水源であり、県土の約半分の面積を占める森林に関する活動に参加する。

35 ・生物多様性を育み、また二酸化炭素を吸収する森林の恵みである県産木材や県産木材
36 を用いた木製品を利用する。

1 ・森林を守り育てる意識を次世代に伝えていく。

2

3 (11) 環境保全活動や学びでは

4 ○ボランティアや環境保全活動

5 ・7月1日のびわ湖の日の一斉清掃やびわ湖水源の森づくり月間（10月）における森林
6 づくり活動など、様々な環境保全に関する活動に参加する。（ヨシの植栽やヨシ刈り、
7 外来動植物の駆除、河川の清掃、里山の保全など）

8 ・周囲にも呼びかけ、実践活動の輪を広げる。

9 ○環境学習など

10 ・地域や学校・行政・各種団体等が提供する自然体験学習会、環境講座等、環境学習の機
11 会に参加する。

<知って納得> 「びわ湖の日」と「びわ活」の取組をすすめています

滋賀県では「びわ湖の日」の取組として以下の3つの呼びかけを行っています。

また、「びわ活」をキーワードに、びわ湖の日(7/1)から山の日(8/11)をびわ湖に関わる重点期間（びわ活）期間に位置づけ、「びわ湖の日」の意義を知っていただく、森・川・里・湖のつながりを意識しながら、より多くの方に琵琶湖に関わっていただく取組を推進しています。

1 琵琶湖をきれいにしよう

毎年7月1日は「びわ湖の日」。この日は5月30日および12月1日とともに「環境美化の日」に定められています。

「びわ湖の日」には県内各地で県民の皆さんと行政が一体となって「びわ湖を美しくする」運動に取り組んでおり、この30年で述べ500万人以上が参加してきました。「びわ湖の日」には皆さんも一斉清掃活動への参加をお願いします。



2 豊かな琵琶湖を取り戻そう

全国の小中学生を対象に、夏休み期間中に外来魚のノーリリース（釣り上げた魚の再放流禁止）に協力してもらえる『びわこルールキッズ』を募集しています。特に淀川流域のこどもに琵琶湖を訪れてもらい、琵琶湖のすばらしさを知ってもらうとともに、外来魚問題とノーリリースの周知・定着を図っています。



3 琵琶湖にもっと関わろう

民間事業者との連携でびわ湖の恵みコーナーの設置（湖魚や近江米など）や大学との連携による、「びわ湖の日」の啓発、琵琶湖に関する講座の開催などを行っています。

詳しくは「びわ湖の日」または「びわ活」で検索し、県HPをご覧ください。



12

＜知って納得＞ 外来水生植物 オオバナミズキンバイの駆除活動

鮮やかな花を咲かせる「オオバナミズキンバイ」は、旺盛な成長力で毎年生育区域を拡大させている外来水生植物で、琵琶湖固有の生態系や、船舶の航行などに悪影響を及ぼしています。

ちぎれた茎からでも再生する高い再生力を持っているオオバナミズキンバイに対しては、地元のNPO法人や大学生、漁協、企業、市役所、県などの協働による駆除活動を行い、拡大防止と根絶を目指しています。



赤野井湾（守山市）での駆除の様子

1
2

＜知って納得＞ 「こどもエコクラブ」

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げています。

全国で1,729クラブ98,055名のメンバーが登録されており、滋賀県では74クラブ4,206名の方が活動されています。（平成30年10月1日現在。）

ぜひ、みなさんも参加してみませんか。



しが kids エコクラブの和邇川での水生生物調査の様子
（出典：こどもエコクラブHPの活動レポートから）

3
4

＜知って納得＞ 「エコロレーが」をご活用ください

「エコロレーが」は環境学習の企画やプログラムづくりをするときに役立つ情報を掲載しています。学習プログラムの事例、指導者、環境学習ができる施設（フィールド）、ビデオや図書教材、環境関連データ、リンク集などの情報を滋賀県環境学習支援センターが県内を中心に収集し、提供しています。

「エコロレーが」に関するお問い合わせや環境学習の企画相談は、琵琶湖博物館環境学習センターまでご連絡ください。

（連絡先）琵琶湖博物館環境学習センター

〒525-0001

草津市下物町 1091 琵琶湖博物館・事務学芸室内

TEL:077-568-4818 FAX:077-568-4850

E-mail : ecolo@pref.shiga.lg.jp



「エコロレーが」 トップページ

5
6

3 事業活動での環境への心づかい

事業活動における環境に配慮した行動を、共通事項および業種ごとに記載しています。掲載されていない業種もありますが、業務内容が近い業種を参考として、環境に配慮した事業活動を推進していきましょう。

(1) 共通事項

○組織的な環境配慮の推進

- ・ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムや環境会計の導入に取り組み、組織的に環境配慮行動を推進する。
- ・環境保全に関する取組を「環境報告書」や「CSR 報告書」等に取りまとめ、地域住民に公開、提供する。
- ・環境に配慮した製品やサービスを調達する「グリーン調達」を進める。
- ・環境保全への投資の拡充、技術開発、環境保全事業活動を進める。
- ・環境関連技術における国際協力等を進めるとともに、海外での事業活動に際しても環境へ配慮する。
- ・敷地内の緑化を進めるなど、周辺の景観との調和を図る。
- ・土壌や草地を保全するとともに、敷地内の緑化や非舗装化あるいは透水性舗装により雨水の浸透を図り、水循環を保全する。
- ・事業所周辺や敷地内における生物多様性を保全する。

○環境配慮を進めるための人育ち・人育て

- ・経営層自ら環境への意識を高め、環境保全活動を推進するための体制整備を行う。
- ・事業所内で環境に配慮した行動の呼びかけや環境教育、環境学習を実施し、環境に対する社員の自覚や意識を高めるとともに、社員が行う環境保全活動を支援する。
- ・地域との情報交換や交流を通じ、「びわ湖の日」関連行事、緑化活動やまちづくり活動への参加、環境学習会の実施支援など、地域と連携、協働して環境保全に取り組む。
- ・NPO、ボランティア等に対して積極的に支援するとともに、ワークライフバランスの推進等により「びわ湖の日」の取組に社員が参加しやすい環境を整備する。

○地球温暖化の防止等

- ・再生可能エネルギーを活用する。
- ・BEMS(ビルディングエネルギーマネジメントシステム)の導入、ESCO (エネルギーサービスカンパニー) 事業の活用等によりエネルギー消費量の削減を図る。
- ・エネルギー効率が高い機器や照明を使用する。
- ・環境に配慮した製品開発や低炭素社会づくりに貢献する製品・サービスを提供するとともに、消費者に対して情報提供する。
- ・できるだけ階段を利用し、エレベーター等の使用を控える。

- 1 ・使用していない照明やOA 機器等の電源をこまめに切る。
- 2 ・空調温度を適正に調節する。(冷房 28℃、暖房 20℃が目安)
- 3 ・電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、低燃費車等の温室
- 4 効果ガス発生量のより少ない自動車等を利用するとともに、エコドライブを実施する。
- 5 ・通勤時の自家用車や社用車等の使用を減らし、公共交通機関の利用または自転車や徒
- 6 歩による移動に転換する。
- 7 ・IT 機器等の省エネ化および IT の活用による省エネ化（グリーン IT）を推進する。
- 8 ・代替フロン類の使用量を削減する。
- 9 ・社員食堂で地元の農産物を利用するなど、農産物、水産物、木材等の地産地消を推進
- 10 し、地域の活性化や地域資源の魅力向上を推進する。
- 11 ・夏はクールビズ、冬はウォームビズを実施する。
- 12 ・在宅勤務、サテライトオフィス等の工夫により、自動車等を利用した移動量を低減す
- 13 る。

＜知って納得＞ 低炭素社会づくり推進条例に基づく「事業者行動計画書制度」

滋賀県では、一定規模以上の事業者には、低炭素化に取り組むための事業者行動計画書の作成を義務付けています。この事業者行動計画書制度では、それぞれの事業者の皆さんが行っている自社の温室効果ガス排出削減の取組や、環境製品の製造など事業活動そのもので低炭素社会づくりに貢献する取組などを他の事業者にも水平展開するとともに、それらの取組が社会的に評価されるように、提出された計画書の内容を県が公表しています。

また、自社の温室効果ガス排出削減に関して優れた取組を行っている事業者には「滋賀県低炭素社会づくり賞」の表彰を行っています。

14

15

○省資源

- 17 ・製品の開発、原料調達、生産、輸送、消費、廃棄等の各段階における環境負荷等を見
- 18 直し、省資源化を徹底する。
- 19 ・施設での雨水利用や中水道システムの導入等により、水利用を効率化する。
- 20 ・生ごみ等の堆肥化とその利用、古紙や包装容器のリサイクル等の廃棄物の3R（発生
- 21 抑制、再使用、再生利用）を実践する。
- 22 ・コピー用紙は両面利用する。

○リスク管理

- 24 ・人為的な原因による環境汚染事故だけでなく、豪雨等の自然災害に伴う環境汚染事故
- 25 に対しても被害の未然防止または低減することができるよう、平時からマニュアルの
- 26 整備や訓練の実施等の対策を講ずる。
- 27 ・排水処理・排ガス処理に最適な技術を導入し適正に処理する。
- 28 ・水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭等による周辺的生活環境の支障を防止すると
- 29 ともに、設備や施設を適切に維持管理する。
- 30 ・化学物質を適正に管理するとともに、環境中への排出量を削減する。
- 31 ・使用する化学物質のリスク評価および管理・対策を徹底する。

- 1 ・地球温暖化による気候変動に伴うリスク、課題を把握するとともに、把握したリスク
2 等を管理または低減するために必要な適応策を講ずる。

3
4 (2) 農林水産業

5 (共通)

- 6 ・地産地消を進めるため、直売所や県内市場等と協力・連携する。

7 (農業)

- 8 ・環境こだわり農業を実践する。
9 ・悪臭の発生を防止を図りつつ、農業集落排水処理施設で発生した汚泥や家畜ふん尿等
10 の有機性資源を循環利用する。
11 ・農業用の使用済みプラスチックは回収し、リサイクル等適正に処理する。
12 ・産卵のための魚類の遡上に配慮した「魚のゆりかご水田」など、生物多様性に配慮し
13 た農業を実践する。

14
15 **<知って納得> 滋賀県は「環境こだわり農業」を推進しています。**

16 滋賀県では環境こだわり農業推進条例を定め、化学合成農薬や化学肥料の使用
17 量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖や周辺環境への負
18 荷を少なくした「環境こだわり農業」を推進しています。また、環境こだわり
19 農業で生産された農産物のうち、一定の基準を満たすものを「環境こだわり農
20 産物」として認証しています。



21 (林業)

- 22 ・間伐をはじめとする森林整備を推進し、生物多様性や水源涵養^{かん}等、多面的な機能が発
23 揮される森林づくりを行う。
24 ・自然環境の保全や景観へ配慮した生産基盤を整備する。
25 ・森林病虫害防除のための農薬については、森林および周辺地域の生態系への影響を考
慮して使用し、可能な限り低減する。
・林地の保全や森林の更新計画等を踏まえた木材の伐採、搬出を行う。
・間伐材等を利用した製品等の普及を図る。
・未利用材については、エネルギー利用するなど有効に活用する。

<知って納得> 県産木材の利用促進に向けて ～木材流通センターの取組～

滋賀県では、県内の各森林組合とともに県産木材の流通活性化と利用拡大のために需給調整の拠点となる集出荷施設として、2012年に森林組合連合会「木材流通センター」を整備しました。今後、増加する木材需要や搬出間伐をはじめとする森林整備の推進によって今後ますます出材の増加が見込まれる県産木材への対応に向け、取組を進めています。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

(水産業)

- ・外来魚の駆除を行い、生態系の回復を図る。
- ・ごみ清掃等を行い、漁場環境を保全する。
- ・産卵繁殖場の保全、資源管理等により水産資源の維持・回復を図る。
- ・養殖池では食べ残しが出ないように適切な給餌を行うとともに、排水による水質汚濁を防止する。

(3) 鉱業、採石業、砂利採取業

- ・跡地の埋め戻しに当たっては、現地表土や良質土による埋め戻しや緑化を行うなど、水質汚濁、土壌・地下水汚染を防止するとともに、地下水の涵養機能の低下を起こさないよう対策を講ずる。
- ・低騒音・低振動・排出ガス対策型機械の導入等により、騒音・振動の低減を図るとともに、粉じん・排気ガス等による公害を防止するための措置を講ずる。
- ・特に発破等の作業に当たっては、作業時間帯の適正に設定し、周辺への影響を低減する。

(4) 製造業

- ・梱包材や運搬材は、再利用・再生利用できるものを使用する。
- ・製品の廃棄時における自主回収、再生ルート of 整備を図る。
- ・原材料・製品等の輸送に当たっては、鉄道や海運等、より環境負荷の少ない交通手段を利用する。
- ・リサイクルされた原料を使用するなど、資源を有効に利用する。
- ・製品に、その構成成分や適正なりサイクル方法や廃棄方法を明示する。

- 1 ・過剰な地下水を汲み上げない。

2 <知って納得> リサイクル製品の認定 ～ピワクルエコシップ～

3 滋賀県では廃棄物等の循環資源を利用し、県内で製造加工された製品について、一定の基準に適合するものを「ピワクルエコ製品」として認定するとともに、利用の推進を図っています。



4 写真左：衛生陶器屑を使用した舗装用資材
5 写真右：下水汚泥溶融スラグを使用したベンチ



6 ピワクルエコ製品のロゴ

7
8
9 (5) 建設業

- 10 ・低騒音・低振動・排出ガス対策型機械の導入等により、騒音・振動・排出ガスをはじめ、濁水、粉じん等による周辺への影響を低減する。
- 11 ・再利用可能な建設資材やリサイクル認定製品を使用する。
- 12 ・資源の有効利用や移動量エネルギーを低減するため、県産木材を利用する。
- 13 ・有害な化学物質を含む資材等は使用しない。
- 14 ・建設廃材や建設発生土等の建設副産物は、可能な限り減量化または有効活用するとともに、処分する場合は適正に処理する。

15
16
17 (6) 運輸・交通業

- 18 ・荷主と連携しながら、共同輸配送や帰り荷の確保等により輸送効率を高める。
- 19 ・中長距離の輸送は鉄道を利用するなど、輸送時の環境負荷を低減する。
- 20 ・輸配送ルートを適切に選択するとともに、過積載しない。
- 21 ・BDF（バイオディーゼル燃料）を使用した燃料を利用する。
- 22 ・環境負荷の少ない鉄道やバス等の公共交通機関の整備や利便性の向上により、利用しやすい環境をつくる。

23
24
25 (7) 販売業（卸・小売業等）

- 26 ・環境負荷の少ない商品やリサイクル製品を販売する。
- ・販売者自身のごみだけでなく、消費者がごみを出さない販売方法を工夫する。
- ・買い物袋の持参を促すとともに、過剰な包装を避ける。
- ・製造業者や運送業者等と連携し、梱包材の削減・再利用を進めるとともに、計画的な発注や発送を行う。

- 1 ・食品トレイや牛乳パックなどの店頭回収を実施し、資源化を図る。
- 2 ・チラシ・パンフレットについては、過剰な発行を控えるとともに、再生紙を利用する。
- 3 ・照明や空調の適正化、省エネ機器の導入等、店舗の省エネ化を図る。
- 4 ・自動販売機の過剰な設置を控えるとともに、設置する場合は省エネ型のものとする。
- 5 ・環境こだわり農産物をはじめとする県産農水産物を取り扱う。
- 6 ・商品に関する環境情報の表示等、消費者への情報提供を行う。
- 7 ・看板・広告等を設置する際は、周辺の景観と調和するものとする。
- 8 ・食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減を消費者に呼びかける。
- 9 ・動植物を取り扱う場合は、地域の生態系に影響を与えないよう買い手に十分な情報提供を行う。

11

12 (8) 飲食・旅館業

- 13 ・過剰除去を防止し、調理くず・食品残さを減らすとともに、廃棄するものは自ら堆肥
- 14 化を行う、または堆肥化等のリサイクルを行う業者に処理を委託する。
- 15 ・食品ロスの削減を利用客に呼びかけるとともに、提供する食事を調節するなど工夫
- 16 する。
- 17 ・洗剤は適量を使用するとともに、排水に調理くず等を流さない。
- 18 ・食用油はできるだけ使い切り、残ったものはリサイクルを行う業者に処理を委託する
- 19 などして排水口に流さない。
- 20 ・環境こだわり農産物をはじめとする県産農水産物を利用する。

21

22 (9) 観光・レジャー関連業

- 23 ・環境への影響に配慮しつつ、地域の環境学習施設や身近な自然、生活文化などを活用
- 24 した、自然と触れ合う観光を促進する。
- 25 ・公共交通機関や自転車を利用した観光を推進する。
- 26 ・使い捨て製品の使用を控え、観光客等にごみの排出抑制を呼びかけるとともに、環境
- 27 について考える機会を提供する。
- 28 ・パンフレットやポスター等の作成には、再生紙を利用する。

29

30

1 4 開発行為での環境への心づかい

2 開発行為における環境に配慮した行動を記載しています。このほかにも、開発後に行われ
3 る事業活動において「3 事業活動での環境への心づかい」に示した行動を実践することが
4 できるよう、事業者と調整しながら設計・企画することが重要です。

5

6 (1) 周辺地域への心づかい

7 ・周辺の地形や土地利用と整合を図り、地域の歴史的文化的遺産および景観を保全する。

8 ・水質汚濁、大気汚染、騒音、振動等の防止や低減が可能な工法を採用するなど、地域
9 の環境への影響を小さくする。

10 ・土砂等の運搬に当たっては、低騒音型の車両の使用や散水を行うなど、騒音や粉じん
11 による周辺環境への影響を防止する措置を講ずる。

12 ・土地の掘削等により自然災害が生じやすくなることがないよう、適切な事業計画とす
13 るとともに、必要に応じて防災対策を講ずる。

14 ・日照や風通しに支障がないようにする。

15 ・電波障害や光害が起きないようにする。

16 ・上下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況を踏まえた開発と
17 する。

18 ・既存の公共交通機関の利用を推進するなど、自動車交通量を抑制する。

19 ・事業に伴う地下水への影響に配慮し、非舗装あるいは透水性舗装により雨水の地下浸
20 透を図るとともに、地域における水循環を保全する。

21

22 (2) 生態系への心づかい

23 ・自然度の高い地域、貴重な動植物の生息する地域および自然環境保全上重要な湖辺や
24 水源涵養等の重要な森林での事業は極力避ける。

25 ・良好な水辺地、樹林地等の地域の自然環境を保全し、生物多様性を確保する。

26 ・適切な植樹等の環境変化の緩和措置やモニタリング等を実施することにより、地域に
27 ふさわしい動植物の生息環境を保全・確保する。

28 ・自然植生をできるだけ残す。

29 ・身近な場所で自然とふれあえる場を確保する。

30 ・土地の改変を伴う事業に当たっては、表土の保全に努め、駐車場は土壌や草地の保全
31 に配慮し、非舗装化あるいは透水性舗装を進める。

32

33 (3) 省資源・省エネへの心づかい

34 ・再生資源の利用とともに、建設廃棄物および発生残土の減量化、再利用、再資源化を
35 推進する。

- 1 ・省エネ型設備や再生可能エネルギーの利用等を開発計画に取り入れることにより省エ
- 2 ネを推進する。
- 3 ・資源の有効利用や移動量エネルギーを低減するため、県産木材を利用する。
- 4 ・住宅団地の造成等に当たっては、市街地の無秩序な拡大を防止するとともに、歩いて
- 5 暮らせるまちづくりを推進する。
- 6 ・車両や重機等のアイドリングストップを徹底する。
- 7 ・開発や開発後の事業等に伴う交通量の変化を予測し、渋滞の発生が予想される場合に
- 8 は必要な緩和策を講ずる。

9

10 (4) 地域住民（環境コミュニケーション）への心づかい

- 11 ・地域住民と意見交換・情報交換することにより、地域の要望を的確に把握し、地域環
- 12 境との関わりに配慮した開発計画とする。
- 13 ・事業の内容や環境への影響、環境への配慮事項等に関する情報を地域住民に適切に提
- 14 供する。
- 15 ・住宅団地の造成等に当たっては、周辺地域の環境や文化等について、新たな住民に情
- 16 報提供する。
- 17 ・工場や幹線道路、鉄道等と近接した住宅団地等の開発に当たっては、大気、水質、騒
- 18 音、振動等の状況について把握し、適切な生活環境であることを確認するとともに、
- 19 緑地等の緩衝地帯を確保する。
- 20 ・公共建築物をはじめとする多くの人々が利用する施設等では、人体に影響のある化学物
- 21 質が含まれ、または発生させるおそれのある内装材等を使用しない。

<知って納得> 地球環境問題と地域課題を同時に解決する滋賀らしい太陽光発電事業の推進

近年、大規模な太陽光発電施設の普及に伴って、防災上、環境上の懸念などをめぐるトラブルが全国各地で起こっています。滋賀県では事業が適正に実施されるよう、森林法や自然公園法をはじめとする個別の法律や、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインをしっかりと運用するとともに、地域や自然と共生し、地域の諸課題の解決にもつながる太陽光発電事業を応援しています。

22